

『項目別問題集』訂正表

(平成29・3・12 改訂版対応)

● P.41

▶ 「問 7、8」を以下のように変更します。

問 7 おおがためんきょ う もの おおがたじどうしゃ ちゅうがたじどうしゃ じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ
大型免許を受けている者は、大型自動車のほかに、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、
こがたくしゅじどうしゃ げんどうつきじてんしゃ うんてん
小型特殊自動車、原動機付自転車を運転できる。

問 8 おおがためんきょ う もの おおがたじどうしゃ ちゅうがたじどうしゃ じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ
大型免許を受けている者は、大型自動車のほかに、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、
こがたくしゅじどうしゃ げんどうつきじてんしゃ うんてん
大型特殊自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車を運転できる。

▶ 「問 9、10」を以下のように変更します。

問 9 しゃりょうそうじゅうりょう くるま ふつうめんきょ うんてん
車両総重量3,500キログラムの車は、普通免許では運転できない。

問 10 しゃりょうそうじゅうりょう くるま ふつうめんきょ うんてん
車両総重量3,500キログラムの車は、普通免許で運転できる。

▶ 「問 15、16」を以下のように変更します。

問 15 じゅんちゅうがためんきょ う つ うんてん
準中型免許を受けていれば、4トン積みのトラックを運転することができる。

問 16 じゅんちゅうがためんきょ う つ うんてん
準中型免許を受けていても、4トン積みのトラックは運転することはできない。

● P.42

▶ 「問 27、28」を以下のように変更します。

問 27 かりうんでんめんきょ おおがたかりめんきょ ちゅうがたかりめんきょ じゅんちゅうがたかりめんきょ ふつうかりめんきょ しゅるい
仮運転免許には、大型仮免許と中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許の4種類がある。

問 28 かりうんでんめんきょ おおがたかりめんきょ ちゅうがたかりめんきょ ふつうかりめんきょ しゅるい
仮運転免許には、大型仮免許と中型仮免許、普通仮免許の3種類しかない。

● P.43

▶ 「難問解説」の「問 9・10」と「問15・16」を以下のように変更します。

問 9・10 しゃりょうそうじゅうりょう じゅんちゅうがたじどうしゃ じゅんちゅうがためんきょ おおがためんきょ ちゅうがためんきょ ひつよう
車両総重量3,500kgは準中型自動車であり、準中型免許（または大型免許か中型免許）が必要。

問 15・16 さいだいせきさいりょう みまん ふく じゅんちゅうがたじどうしゃ じゅんちゅうがためんきょ うんてん
最大積載量4.5トン未満（4.5トンは含まない。）は準中型自動車なので、準中型免許で運転できる。

▶ **覚えておこう、この項目の重要点** の「**② 免許の種類と運転できる自動車など**」の「大型免許」、「中型免許」を以下のように変更し、その下に「準中型免許」を追加します。

おおが た めん きょ おおがたじどうしゃ ちゅうがたじどうしゃ じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ こがたくしゅじどうしゃ げんどうつきじてんしゃ
大型免許… 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車

ちゅうが た めん きょ ちゅうがたじどうしゃ じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ こがたくしゅじどうしゃ げんどうつきじてんしゃ
中型免許… 中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車

じゅんちゅうが た めん きょ じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ こがたくしゅじどうしゃ げんどうつきじてんしゃ
準中型免許… 準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車

● P.59

▶ 「問 65、66」を以下のように変更します。

問 65 やかん こうつうりょう おお しがいち どうろ ぜんしやうとう したむ うんてん
夜間、交通量の多い市街地の道路では、前照灯を下向きにして運転するのがよい。

問 66 やかん こうつうりょう おお しがいち どうろ きけん ばしょ おお ぜんしやうとう うわむ うんてん
夜間、交通量の多い市街地の道路では、危険な場所が多いので、前照灯を上向きにして運転するのがよい。

▶ 「問 69、70」を以下のように変更します。

問 69 やかん みとお わる こうさてん てまえ ぜんしやうとう うわむ てんめつ
夜間、見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きにしたり点滅させたりすると、対向車の妨害となるのでしてはならない。

問 70 やかん みとお わる こうさてん てまえ ぜんしやうとう うわむ てんめつ
夜間、見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きにしたり点滅させたりして、
た くるま ほこうしゃ じしゃ せつきん し
他の車や歩行者に自車の接近を知らせるようにする。

● P.68

▶ 「問 37, 38」を以下のように変更します。

問37 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の場所は、駐車が禁止されており、その場所の関係者や本人の車であっても駐車をしてはならない。

問38 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の場所は、駐車が禁止されているが、その場所の関係者や本人の車であれば駐車をしてもよい。

● P.71

▶ 覚えておこう、この項目の重要点 の「② 駐車禁止の場所」の「③」を以下のように変更します。

③ 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3m以内の場所
(※その場所の関係者や所有者であっても駐車をしてはならない。)

▶ 参考 の「問 6」を以下のように変更します。

問 6 四輪車を駐車で車から離れるときは、盗難防止の措置として、エンジンを止め、エンジンキーを携帯し、ドアをロックしておく。

● P.74

▶ 覚えておこう、この項目の重要点 の「② 乗車、積載の制限」の表中、「車の種類」の「大型自動車 中型自動車」を「大型自動車 中型自動車 準中型自動車」に変更します。

● P.75

▶ 「問 5, 6」を以下のように変更します。

問 5 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、普通自動車で故障車をけん引できる台数は2台までである。

問 6 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、普通自動車で故障車をけん引できる台数は3台までである。

● P.77

▶ 「問 3, 4」を以下のように変更します。

問 3 大型自動車や中型自動車、準中型自動車、普通自動車(ミニカーを除く。)は前面ガラスに検査標章が貼ってあり、自動車検査証を車に備えつけていなければ運転してはならない。

問 4 大型自動車や中型自動車、準中型自動車、普通自動車(ミニカーを除く。)は前面ガラスに検査標章が貼ってあれば、自動車検査証は車に備えつけなくても運転してよい。

● P.85

▶ 覚えておこう、この項目の重要点 の「② 高速自動車国道の最高速度、最低速度(標識や標示で指定されていないところ)」の表中、「自動車の種類」の「・普通自動車」の上に「準中型自動車」を追加します。

● P.92

▶ 「問11」を以下のように変更します。

問11  この標識のある道路では、
 最大積載量が2トンの準中
型自動車は通行することが
できる。

● P.97

▶ 「難問解説」の「問11」を以下のように変更します。

問 11 最大積載量が2トン以上の車は
通行できない。